

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和43年4月から52年9月まで

夫婦の年金額にかなりの差があったので社会保険事務所で年金記録を確認したところ、私の国民年金記録に未納や免除の期間があった。

私は、昭和36年4月から集金人に私と夫の二人分の保険料を納めていたし、保険料を納めていなかった時期もあったが、国民年金保険料をさかのぼって納付できるという新聞記事を見て、市役所で夫婦二人分の保険料をまとめて払った。保険料をさかのぼって納めた後は、私と夫の二人分の保険料を銀行で納めてきた。私と夫は同じように国民年金保険料を納めてきたので、私の保険料だけ未納や免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人は、集金人が来なくなったため保険料を納めていなかったとした上で、昭和50年ごろに、未納としている保険料もさかのぼって納付できるという新聞記事を見て、夫婦二人分の保険料として10万円程度を市役所で納めたとしているところ、当該期間のうち特例納付が可能であった期間の二人分の保険料額と申立人の主張する金額はおおむね一致する。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間②について、申立人の夫は過年度納付、特例納付及び現年度納付により保険料をすべて納付していることが確認でき、特例納付等を行うことにより将来の年金受給資格を回復したものと推認されることから、申立人の夫と同様に将来の年金が受給できない状態であった申立人のみが当該期間の保険料を納付していないことは不自然である。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間以前から個人事業を営んでおり、特に生活に困るような状況では無かったと推認されることから、夫婦二人分の保険料を納付するのに経済的に困難な事情も見当たらない。

一方、申立期間①については、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年12月に払い出されていることが確認できるものの、国民年金保険料の納付を開始した時期についての申立人の記憶は定かではない。

また、当該期間については、申立人の夫の保険料についても未納となっている上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月及び同年5月
② 平成3年11月

平成元年2月に、A社で勤務したことを話しにB市役所のCサービスセンターへ行った際、担当者から「昭和43年1月1日以降の年金記録に未納は無い。」と聞いていたのに、平成15年に年金記録の照会をしたところ、未納期間があることが分かった。

それから、平成元年に渡されたメモ書きを見せたりして、年金の記録訂正を訴えたが認められなかった上、3年11月の年金記録も確認できなかったため、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B市からD市に転居した時期ではあるが、B市であれば口座振替により、また、D市であれば納付書により、国民年金保険料を納付していたとしているところ、B市の被保険者名簿によると、申立人は昭和56年5月21日付けで同市からD市に転出処理されている記録が確認できることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

また、B市の被保険者名簿を見ると、昭和56年6月の日付印とともに、「口座振替の取り消し」及び「56年6月納付ズミ」の記載がそれぞれ確認できる上、B市では、申立期間当時の4月分及び5月分の口座振替は5月末であったとしていることから、申立期間①の国民年金保険料は口座振替により納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、B市C支所で国民年金の手続を行い

納付書により国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険庁の記録によると、当該申立期間は未加入期間となっており、納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことがうかがえる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 5 月までの国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 5 月まで

私は、国民年金制度発足時から国民年金保険料を納付し続け、60 歳になって納付を終えたので、昭和 62 年 1 月に、年金の受給について、市役所出張所に相談に行った。その時、窓口担当者に、「61 年 4 月に 60 歳以上の任意加入制度ができたので、今から 63 年 5 月まで加入すると納付月数が 305 か月となり、満額の年金を受給できる。」と言われたので、持参した封筒にそのことを記入し、加入手続を行った。その封筒は、今も持っている。

しかし、ねんきん特別便を見て、納付済み期間が 302 か月となっていることに気付いた。私には、満額の年金を受けるために必要な納付月数などについての知識があるはずもなく、市役所出張所の窓口で封筒に記入した 305 か月を満たすための納付を行ったとしか考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に達する 60 年 3 月までの保険料を未納無く納付している上、付加保険料の納付や前納も行っており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が昭和 62 年 1 月に任意加入した際に封筒に書いたとするメモには、「62 年 1 月から 63 年 5 月まで、最高 305 か月の国民年金保険料を納付すると、受給額が 66 万 5,800 円になる。」という趣旨の記載がある。社会保険庁は、この記載内容について、月数及び金額の根拠が不明であるとしているが、年金制度に詳しくない申立人が、市役所出張所職員の説明を受けて作成したメモであると見て、不審な点はない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金被保険者資格は申立

期間当初の昭和 63 年 3 月 1 日に喪失し、その結果、申立人の国民年金保険料の納付済み期間は 302 か月となっているが、申立人は資格喪失届を記入及び提出した記憶は無いとしている上、社会保険事務局も、国民年金の受給額を増やすために任意加入している申立人が、保険料の納付を途中で止めて資格喪失手続を行うとは考え難いとしており、同年 3 月 1 日に資格喪失する合理的な理由は見当たらない。このため、当該資格喪失については、行政側が誤って処理したものと考えられる。

加えて、社会保険事務局によると、上記の昭和 63 年 3 月 1 日付けの資格喪失は同年 4 月 21 日ごろにオンライン記録に入力されたとしており、一方、市によると、毎年 4 月上旬には、当該年度の納付書を作成し、発送していたことから、申立人は、昭和 63 年度の納付書を所持していたと考えられる。上記の封筒のメモによると、申立人には 63 年 5 月分まで納付する意思がうかがわれることから、当該納付書により、同年同月分の保険料まで納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から41年3月まで

私たち夫婦は義母と共に店を営んでおり、義母が国民年金に加入し、義母が集金人に保険料を納付してきた。保険料は集金人に1人150円から200円くらいを3人分納付していたと思う。

平成20年に年金特別便を確認したところ、夫婦の納付状況が昭和38年2月から41年3月までの間が未納とされていることが分かった。一緒に国民年金保険料を納付していた義母は納付済みになっているのに、私たち夫婦が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、義母が家族三人の国民年金の加入手続を行い、集金人に3人分の保険料を納付してきたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の義母は、60歳に到達するまで国民年金保険料の未納が無く、義母の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦及びその義母の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月24日に連番で払い出されているが、申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、41年4月分からの保険料が現年度納付されていることが確認できる上、申立人及びその妻と同じ日に同手帳記号番号が払い出されている者のうち、同手帳記号番号の前後約50人を調査したところ、それぞれの納付開始時期と同手帳記号番号払出日には整合性が無い記録がみられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人夫婦及びその義母の国民年金の被保険者資格が昭和38年2月20日に強制加入で新規取得とされているが、申立人夫婦及びその義母を同日に資格取得させるべき根拠がうかがえず、社会保険事務所においても同日に資格取得とした根拠は分からないとしていることから、

納付意識の高い義母が申立人夫婦と一緒に同年2月20日付けで国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から41年3月まで

私たち夫婦は母と共に店を営んでおり、母が国民年金に加入し、母が集金人に保険料を納付してきた。保険料は集金人に1人150円から200円くらいを3人分納付していたと思う。

平成20年に年金特別便を確認したところ、夫婦の納付状況が昭和38年2月から41年3月までの間が未納とされていることが分かった。一緒に国民年金保険料を納付していた母は納付済みになっているのに私達夫婦が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、母親が家族三人の国民年金の加入手続を行い、集金人に三人分の保険料を納付してきたとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の母親は、60歳に到達するまで国民年金保険料の未納が無く、母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人夫婦及びその母親の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月24日に連番で払い出されているが、申立人及びその妻の国民年金手帳を見ると、41年4月分からの保険料が現年度納付されていることが確認できる上、申立人及びその妻と同じ日に同手帳記号番号が払い出されている者のうち、同手帳記号番号の前後約50人を調査したところ、それぞれの納付開始時期と同手帳記号番号払出日には整合性が無い記録がみられる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人夫婦及びその母親の国民年金の被保険者資格が昭和38年2月20日に強制加入で新規取得とされているが、申立人夫婦及びその母親を同日に資格取得させるべき根拠がうかがえず、社会保険事務所においても同日に資格取得とした根拠は分からないとしていることから、

納付意識の高い母親が申立人夫婦と一緒に同年2月20日付けで国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付していたと考えるも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から42年3月までの期間及び43年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月から42年3月まで
② 昭和43年7月から同年11月まで

私は、結婚する前の昭和38年12月に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。39年12月に結婚した後は、義父が手続きをして、当時既に国民年金に加入していた義母の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたと思う。

当時、私は保険料の納付に関与していなかったが、申立期間①と②の間の期間について、国民年金手帳に保険料を納付したことを示す検認印があったので、申立期間についても義父が納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和40年11月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、43年12月17日に任意で国民年金被保険者資格を再取得していることとなっているため、申立期間①及び②は国民年金被保険者資格が無かったことになる。しかし、申立期間①と②の間の期間(42年4月から43年6月まで)については、平成21年2月に、申立人が所持する国民年金手帳に検認記録があることが判明したため、保険料を納付した記録に訂正されている。このため、申立人は、記録訂正された当該期間について、国民年金被保険者資格を喪失しているにもかかわらず保険料を納付していたことになり、同被保険者資格の喪失日及び再取得日の記録は誤りであると認められる。したがって、申立人は、当該期間と同様に申立期間①及び②の保険料についても納付していた可能性が高い。

また、申立期間①及び②の前後の保険料は納付済みである上、申立期間①及

び②の前後を通じて、申立人の仕事や住所等生活状況に大きな変化はみられず、納付が困難となる事情もうかがえないことから、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付していたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年11月3日から49年1月3日まで、船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年11月3日、資格喪失日に係る記録を49年1月3日とし、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月3日から49年3月ごろまで
船員手帳を確認したところ、下船時の年月日が記入されていないB丸の乗船記録があり、それに対応する船員保険被保険者記録が欠落している。
当時、私はまだ若く船長にすべてを一任していたので、はっきりとしたことは分からないが、C士として乗船しており、交代要員がいないと下船できない状態であったので、申立期間の記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は昭和48年11月3日からC士としてA社が所有するB丸に雇い入れられていることが確認できる上、同社の当時の代表取締役は、申立人が間違い無く勤務していたことを供述している。

また、i) A社の当時の代表取締役によると、B丸の平均乗船期間は3か月から半年程度であったとしていること、ii) 申立人は、C士として乗船しており、交代要員がいないと下船できない状態であったとしているところ、当時の代表取締役及び複数の乗船者がそれを裏付ける証言をしている上、船舶職員法第18条及び別表第1によると、申立期間当時、B丸には、C士が必ず一人乗船する必要があったこと、iii) 社会保険庁が管理する当該事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿の記録において、C士の資格を有する者が昭和49年1月3日に被保険者資格を取得していることが確認できること等から判断すると、申立人は同年1月3日に下船し、被保険者資格を喪失したものと推認できる。

さらに、社会保険庁が管理するA社に係る船舶所有者別被保険者名簿を見る

と、申立期間の始期に当たる時期に唯一の欠番があることが確認できる上、同社の当時の代表取締役及び元同僚によると、乗船者には必ず保険証の発行手続きが行われていたとしている。

加えて、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿に記載されている者のうち、申立期間及びその前後に被保険者記録が確認できる16人に照会したところ、回答があった8人中3人が船員手帳を保管しており、これら3人については、船員手帳にB丸の乗船期間が記載してあり、そのすべての者について記載された乗船期間に対応する船員保険被保険者記録となっていることが確認できる。

以上のことから総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和48年11月3日から49年1月3日までの期間については、申立人は船員保険の被保険者であったものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録において申立期間当時に資格取得しているC士二人の標準報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年1月3日から同年3月ごろまでの期間については、申立人が所持する船員手帳によると、雇止年月日の記載は無い上、氏名が確認できる雇止時の船長の船員保険被保険者資格喪失日が同年1月29日であることが確認できることから、当該期間において乗船していたとは考え難い。

このほか、当該期間において、申立人が給与から船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和34年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年6月6日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年7月から35年4月までは1万8,000円、同年5月から38年5月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から38年6月6日まで

私は、申立期間当時、A社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、同社B事業所における厚生年金保険被保険者期間がすべて無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、社会保険事務所において作成されたA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が昭和34年7月1日から38年6月6日までの期間においては、同事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の記録から、昭和34年7月から35年4月までは1万8,000円、同年5月から38年5月までは3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月21日から同年6月1日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているが、この時期にA社C営業所から同社B工場へ異動した。在職証明書のとおり、同社の社員として昭和33年8月の入社から平成7年7月の退職まで継続して勤務していた。社会保険事務所の担当者は、私が昭和46年4月に一度退職して再雇用されたのではないかとやっているが、常識的に考えてもわずか40日間で再度雇用されるなど考えられないことなので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和33年8月27日から平成7年6月30日まで同社において継続して勤務し（昭和46年4月21日に同社C営業所から同社B工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年6月のA社B工場における社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和45年9月10日に、同資格喪失日に係る記録を同年11月20日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月10日から同年11月20日まで

私が、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、昭和45年9月10日から同年11月20日までの期間の加入記録が無いとの回答であったが、その期間も同じ会社に勤務していたのに、加入記録が無いのは納得できない。

その当時の、転勤先の支店は新店舗であり、事務処理上の混乱が生じたものと思われるが、当時の職場の上司に確認したところ、加入期間は継続しているとのことなので、厚生年金保険の被保険者であったことを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった人事記録、雇用保険の記録及び申立期間当時の上司の証言により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年9月10日に同社C支店から同社本店へ、同年11月20日に同社本店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年8月のA社C支店及び同年11月の同社D支店に係る社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

ては、事業主は、不明であるとしているが、昭和45年11月20日のA社D支店の厚生年金保険新規適用日における資格取得者である15人のうち、支店間異動である8人に厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じており、同社本店から同社D支店に異動した3人は被保険者期間の欠落が無いことが確認できることから、事業主は、申立人が、同年9月10日に同社C支店から同社本店へ異動となった同社本店に係る資格取得日の届出及び同年11月20日に同社本店から同社D支店へ異動となった同社本店に係る資格喪失日の届出を行っていないと推認される上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所に申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から、当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年10月6日から同年12月1日までの期間及び14年3月1日から同年9月21日までの期間に係る標準報酬月額の記事については、13年10月、同年11月、14年4月から同年6月までの期間及び同年8月は26万円、同年3月は24万円、同年7月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月6日から14年9月21日まで

私は、昭和58年12月1日からA社において勤務し、平成13年10月5日に定年を迎えたが、給与が3割減となるものの、定年前と同条件ということで継続して再雇用してもらい、14年9月20日まで勤務した。

給与明細書を見ると、定年の前も再雇用後も同額の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、定年後の標準報酬月額が20万円とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A社を定年退職した翌日の平成13年10月6日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものの、同社において再雇用されたことにより、同日付けで再び被保険者資格を取得し、事業主が申立期間に係る標準報酬月額を20万円として社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書を見ると、i) 定年退職前及び定年退職直後となる申立期間の厚生年金保険料は、共に標準報酬月額が41万円に相当する金額であったこと、ii) 申立期間のうち、申立人が病気により給与の支給が無かった平成13年12月から14年2月までの3か月間についても、厚生年

金保険料の控除額が計上されていること、iii) 申立期間のうち、給与が支給された期間については、いずれも 26 万円前後の給与が支給されていたことが確認でき、申立人は、申立期間において、社会保険事務所に届け出られていた標準報酬月額に基づく額を上回る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成 13 年 10 月、同年 11 月、14 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 8 月は 26 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 7 月は 28 万円とすることが妥当である。また、13 年 12 月から 14 年 2 月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 8 月 2 日に事業所を解散し、当時の関連資料を廃棄したため詳細は不明としているものの、申立期間の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和39年11月28日にA社に入社して以降、63年10月31日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和29年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月20日から30年1月10日まで

私は、昭和25年3月10日にA社に入社して以降、48年10月31日までの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録により、申立人がA社において昭和25年3月11日から48年10月31日まで継続して勤務し（29年12月20日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和30年1月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思料するとしているが、申立人は、「昭和29年12月20日にA社D工場から同社C工場への異動の発令を受け、年末近くまで引き継ぎを行い、同社C工場には30年1月10日に着任した記憶がある。」としていることから、事業主が申立人の同社C工場における資格取得日を29年12月20日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が知り得ない申立人の着任日（30年1月10日）を資格取得日として誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年1月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る29年12月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年4月8日にA社に入社して以降、平成15年11月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年8月12日にA社に入社して以降、平成8年9月30日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社して以降、51年7月6日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和32年3月22日にC社、後のA社に入社して以降、平成10年9月30日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年2月10日にA社に入社して以降、平成15年11月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年9月6日にA社に入社して以降、58年4月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和42年9月21日にA社に入社して以降、58年4月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日及び同社C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年6月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月10日から同年8月20日まで

私は、昭和43年12月3日にA社に入社して以降、58年4月28日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年6月10日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る昭和46年8月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和46年6月20日として、同社C工場における資格取得日を同年8月20日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年6月及び7月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和40年3月8日にA社に入社して以降、55年2月15日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事台帳及び事業主の証言並びに公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和44年2月18日にA社に入社して以降、48年1月20日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員解雇伝票及び事業主の証言から、申立人が同社において継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和46年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って昭和46年11月30日として届け出たとしていることから、社会保険事務所は、同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

夫と私は、昭和40年に、それまで夫が勤務していた会社の施設内で仕事を始めた。事業が安定して経済的な余裕ができてきたこともあり、54年1月に、夫と一緒に国民年金に加入することにした。

加入後しばらくして、市役所から、これまで加入していなかった期間の国民年金保険料について納付書が送られてきたので、金額は憶えていないが、夫と二人分を納付した。その時、領収書をもらったが、現在は持っていない。

申立期間の保険料についても、他の期間と併せて納付したのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月5日に夫婦連番で払い出されており、申立人は、この時点において、60歳までに納付できる国民年金保険料が220か月分であり、そのままでは、国民年金の受給資格(300か月)を満たせなかったことが確認できる。その後、申立人は、同年2月26日に、昭和51年度及び52年度の24か月間の国民年金保険料を過年度納付し、55年6月20日には、40年5月から45年3月までの59か月間の国民年金保険料を特例納付しており、これにより、申立期間である昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料が未納であったとしても、申立人が60歳までに国民年金保険料を納付できる月数は、国民年金の受給資格を満たす303か月となる。また、申立人の夫についても、月数の違いはあるものの、申立人と同じ日に過年度納付及び特例納付を行い、国民年金の受給資格(228か月)を満たすもの(240か月)となっている。以上のことから、申立人は、国民年金の受給資格を満たすために必要な程度の特例納付を行ったもの

と考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を含む過去の未納保険料を夫婦二人分まとめて納付したと主張しているものの、特例納付を行った時期及び特例納付した保険料額についての記憶が定かでない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から44年3月まで

私の国民年金手帳を見ると、国民年金保険料を納付している月については、その月の欄に検認の押印がある場合と、無い場合があるが、いずれの場合も国民年金印紙検認台紙が切り取られており、かつ、割印が押されている。これに対し、未納の月については、印紙検認台紙は切り取られておらず、割印も押されていない。

申立期間については、保険料が納付済みの月と同じように、印紙検認台紙が切り取られており、割印も押されている。保険料が未納であれば、わざわざこのようなことをせず、ほかの未納期間のように印紙検認台紙もそのままにするはずである。

父母はしっかりした人であったし、妻は、母から「これまでの分は納めていた。」と聞いている。申立書類を提出する1、2日前のテレビ報道で、「領収書が無くても、割印があったことにより認定された」事例のあることを知り、申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には昭和44年6月10日発行の記載があり、市役所の国民年金関係届によると、申立人の国民年金への加入手続は同日に行われたことが確認できる。したがって、申立期間のうち、41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については過年度納付できる。申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする理由を、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙が割印の上で切り取られているためであるとし、申立期間の保険料を印紙検認方式により納

付したと主張している。しかし、印紙検認方式は、現年度保険料について行われていた収納方法であることから、申立人の主張は認め難い。

なお、国民年金手帳の割印は、既に経過していた年度に係る国民年金印紙検認台紙を国民年金手帳から切り離す際に、切取線上に押したものであり、国民年金保険料の領収を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

新聞で特例納付制度があることを知り、この機会に過去の分の国民年金保険料を全額納めたいと考え、夫から市役所に行くように言われ、事情を話して手続用紙をもらいに行った。しかし、一度で納付できる金額ではなかったので3回に分割し金融機関に二人分をまとめて納付した。納付金額は1回目30万円以上、2回目40万円程度、3回目60万円程度で合計130万円程度支払ったはずであるが、夫婦とも未納という記録になっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は特例納付の保険料を3回に分割し、夫婦合わせて130万円程度納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の夫については、昭和36年12月から37年5月までの期間及び44年9月から45年3月までの期間が、厚生年金保険加入期間として平成12年5月に記録追加されていることが確認できることから、特例納付をしたとする昭和55年時点では、当該期間も未納期間として認識されていたものと推認され、当該期間を含めて特例納付したものと考えると、保険料額は夫婦二人分合わせて合計144万円となり、申立人が主張する納付額と一致しない。

また、市が保管する国民年金被保険者資格取得届（昭和53年7月届出）を見ると、46年4月から53年6月までの特例納付、過年度納付及び現年度納付のそれぞれの納付書が夫婦二人分交付されていることの記載は確認できるものの、その直前の期間である申立期間の保険料を特例納付するために必要な納付書が、別途夫婦二人分交付されたことをうかがわせる記載を確認することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の受給資格を得るために、60歳に到達するまでの保険料納付済期間をほぼ25年とするため、昭和46年4月にさかのぼって、必要な期間のみの特例納付及び過年度納付をしたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの期間、37年6月から44年8月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年11月まで
② 昭和37年6月から44年8月まで
③ 昭和45年4月から46年3月まで

新聞で特例納付制度があることを知り、この機会に過去の分の国民年金保険料を全額納めたいと考え、市役所に行き、妻が事情を話して手続用紙をもらってきた。しかし、一度で納付できる金額ではなかったため3回程に分割し金融機関に二人分まとめて納付した。納付金額は1回目30万円以上、2回目40万円程度、3回目60万円程度で合計130万円程度支払ったはずであるが、夫婦とも未納という記録になっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は特例納付の保険料を3回に分割し、夫婦合わせて130万円程度納付したとしているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人については、申立期間①と②の間の昭和36年12月から37年5月までの期間及び申立期間②と③の間の44年9月から45年3月までの期間が、厚生年金保険加入期間として平成12年5月に記録追加されていることが確認できることから、特例納付をしたとする昭和55年時点では、当該期間も未納期間として認識されていたものと推認され、当該期間を含めて特例納付したものと考えると、保険料額は夫婦二人分合わせて合計144万円となり、申立人が主張する納付額と一致しない。

また、市が保管する国民年金被保険者資格取得届（昭和53年7月届出）を見ると、46年4月から53年6月までの特例納付、過年度納付及び現年度納付のそれぞれの納付書が夫婦二人分交付されていることの記載は確認できるも

の、その直前の期間である申立期間の保険料を特例納付するために必要な納付書が、別途夫婦二人分交付されたことをうかがわせる記載を確認することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の受給資格を得るために、60歳に到達するまでの保険料納付済期間をほぼ25年とするため、昭和46年4月にさかのぼって、必要な期間のみの特例納付及び過年度納付をしたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年3月までの期間及び53年9月から平成3年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から52年3月まで
② 昭和53年9月から平成3年11月まで

市の担当職員の催促があつて支払いを始めた。当時は国民健康保険に加入していたため、当然のごとく国民年金も支払っていたと思います。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとしているが、加入手続や納付方法等についての具体的な記憶は無い上、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人については、申立期間に係る市での被保険者名簿が確認できない上、社会保険事務所での国民年金手帳記号番号の払出しも確認できず、国民年金に加入していたことがうかがえない。

さらに、申立期間に係る国民健康保険の加入履歴については、関係資料が既に廃棄されており、確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年1月まで

私は、昭和43年初夏、大学に通学していたころ、母親から国民年金に加入したとの連絡があり、後日母親がわざわざ大学まで来て、国民年金手帳を見せてくれた。

私は、昭和49年春、結婚式の1か月前に入籍を済ませた際、年金番号が変更になることを聞き、年金手帳を役所に持って行き受領書もらった。後日、番号変更された新しい手帳を受取りに役場に行ったが、受領書と引き換えだと言われ、家に受領書を取りに帰り、再度役場に行ったことを記憶しており、役所の人に「新しい番号を使用するので、金庫に保管しておきます。将来年金をもらえる歳になったら申し出るように」と言われ、番号の控えをもらえなかったので疑問に思いました。

私自身、一度も手帳を見たことがないならば、納得できるが、自分で納付したこともあり、母親も納付してくれていた事をはっきり記憶しています。また、保険料を支払ってくれていた母親も既に他界し、当時の国民年金保険料を納付していたことを証明できる資料はありませんが、確かに納付しているはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月に国民年金に加入して以来、申立期間の国民年金保険料を納付し続けたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、49年2月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿により、申立人は、同年2月25日に任意加入した旨の記録が確認でき、このころに初めて加入手続が行われたものと推認される。したがって、

この時点では、申立期間は国民年金の未加入期間となる上、43年7月ごろに申立人の母親が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和49年1月に婚姻届を提出した際、年金番号が変更されたと主張しているが、市によれば、婚姻に伴って年金番号を変更し、古い番号の手帳を回収した上で、新しい番号の手帳を改めて交付することは無かったとしている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年3月まで

私の妻が、昭和42年11月に市役所で婚姻届を出した時に、国民年金への加入を勧められたので、私の国民年金の加入手続も一緒に行ってくれた。その後、私の国民年金保険料については、妻と一緒に集金人に納付してくれたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和42年11月ごろに、夫婦二人の国民年金の加入手続を申立人の妻が行ったとしているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年12月15日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころに夫婦二人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる上、申立人が主張する42年11月ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和50年12月に、申立期間の直後に当たる昭和47年度の保険料を特例納付、48年度及び49年度の保険料を過年度納付により、それぞれ納付しているものの、申立人の妻については、これらの期間の保険料が未納となっていることが確認でき、申立期間においても、夫婦一緒に現年度納付を行っていたとは考え難い上、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、市によると、昭和44年度までは国民年金手帳を使用した印紙検認により国民年金保険料を収納していたとしているが、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、国民年金手帳及び印紙検認による保険

料納付の記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から50年3月まで

私は、昭和42年11月に市役所で婚姻届を出した時に、国民年金への加入を勧められたので、私が、夫婦二人の国民年金の加入手続を行いました。その後、私が夫の保険料と共に、集金人に国民年金保険料を納付していたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和42年11月ごろに、夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は50年12月15日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、このころに夫婦二人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる上、申立人が主張する42年11月ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の夫については、昭和50年12月に、申立期間のうち、昭和47年度の保険料を特例納付、48年度及び49年度の保険料を過年度納付により、それぞれ納付していることが確認でき、それぞれの年度内において、夫婦一緒に現年度納付を行っていたとは考え難い上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、市によると、昭和44年度までは国民年金手帳を使用した印紙検認により国民年金保険料を収納していたとしているが、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人は、国民年金手帳及び印紙検認による保険料納付の記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から48年3月まで

20歳になった時、店の店主から国民年金というものがあると勧められた。手続は店主が行ってくれているはずである。保険料は給与から天引きされていて、当初は100円か200円だったように記憶している。現在持っている年金手帳は厚生年金保険を掛けた時に作成されたもので、後に市役所ではじめて被保険者となった日の日付を昭和44年8月14日に訂正されたものであり、申立期間当時の年金手帳は店主に預けたままだと思う。48年4月からの納付は確認できているとのことだが、私は店主が亡くなった47年9月以前に国民年金の加入勧奨を受けているにもかかわらず、その納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に店主が国民年金の加入手続を行ってくれていはずであると主張しているが、申立人と同様に20歳前から店主宅に住み込みで働いていた元同僚二人についての国民年金の加入手続時の住所地は、店とは別の場所であることが、社会保険庁が管理している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、店主が加入手続を行っていたことがうかがえない上、申立期間当時、店主宅に住み込みで働いていた別の元同僚については未加入となっているなど、申立人の主張を裏付けることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、昭和48年4月ごろに払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、44年8月ごろに別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする店主は、既に亡くなっており、当該店主の息子も、申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付状況については不明であるとしている上、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、及び保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年7月までの期間、47年3月から49年3月までの期間及び同年7月から50年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年7月まで
② 昭和47年3月から49年3月まで
③ 昭和49年7月から50年8月まで

申立期間は、いずれも子どもが病院で治療を受けなければならなかったため、国民健康保険の手続きを必ず行っており、その時併せて国民年金の手続きも行っている。また、国民年金保険料は妻が国民健康保険料と共に定期的に未納が無いように納めているはずであるため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、申立人の妻が国民健康保険料と共に、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、社会保険庁が管理する申立人の妻に係る国民年金被保険者原票を見ると、申立人の妻については、当該期間の国民年金保険料が、第2回特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を申立人の妻が自分の分と同時に、第2回特例納付及び過年度納付したことも考えられるが、これにより納付したとする保険料額等についての申立人の妻の記憶は明確でない上、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで

私は、昭和36年4月ごろに自宅に来たA市役所の職員に、国民年金の制度ができるので加入するように勧められ、夫婦一緒に加入することにした。具体的な加入手続の記憶は無く、夫が手続をしてくれたと思う。保険料は、自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を渡し、領収書をもっていた。領収書は3年ぐらいで捨てたと思う。

その後、B市、A市、C市と転居したが、夫が住民票の異動手続などと一緒に国民年金の手続も行ってくれ、保険料を納付してくれていたと思うので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に申立人の夫が夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思うとしているが、i) 社会保険庁の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は41年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認できること、ii) 申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録を見ると、41年4月分から現年度納付が始まり、42年3月6日には40年8月から41年3月までの8か月分の過年度納付が確認できること、iii) 申立人は36年4月当時に国民年金手帳を見た記憶は無いとしていること、iv) 41年6月以前に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどの事実から、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は41年に行われ、国民年金保険料の納付も、この時期から開始されたものと考えられる。

また、申立人は、申立人の夫が加入手続を行って以降、A市役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、領収書を受け取ったとしているが、同市

役所によると、申立期間当時は国民年金手帳を使用した印紙検認方式により保険料を収納していたとしており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人は、昭和36年4月の制度発足当時にA市で夫婦二人分の国民年金保険料を納付してから後の、転居先での申立人夫婦に係る国民年金の手続及び保険料の納付については、申立人の夫が行っていたとしているが、申立人の夫は既に死亡しているため、国民年金の手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人又はその夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

夫は、既に亡くなっているため、代理として妻である私が申し立てている。

私は、昭和36年4月ごろに自宅に来たA市役所の職員に、国民年金の制度ができるので加入するように勧められ、夫婦一緒に加入することにした。具体的な加入手続の記憶は無く、夫が手続をしてくれたと思う。保険料は、私が自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を渡し、領収書をもっていた。領収書は3年ぐらいで捨てたと思う。

その後、B市、A市、C市と転居したが、夫が住民票の異動手続などと一緒に国民年金の手続も行ってくれ、保険料を納付してくれていたと思うので、未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和36年4月に申立人が夫婦の国民年金の加入手続を行ったと思うとしているが、i) 社会保険庁の記録によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は41年6月に夫婦連番で払い出されていることが確認できること、ii) 申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録を見ると、41年4月分から現年度納付が始まり、42年3月6日には40年8月から41年3月までの8か月分の過年度納付が確認できること、iii) 申立人の妻は36年4月当時に国民年金手帳を見た記憶は無いとしていること、iv) 41年6月以前に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどの事実から、申立人及びその妻の国民年金の加入手続は41年に行われ、国民年金保険料の納付も、この時期から開始されたものと

考えられる。

また、申立人の妻は、申立人が加入手続を行って以降、A市役所の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、領収書を受け取ったとしているが、同市役所によると、申立期間当時は国民年金手帳を使用した印紙検認方式により保険料を収納していたとしており、申立人の妻の主張と相違する。

さらに、申立人の妻は、昭和36年4月の制度発足当時にA市で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した後の、転居先での申立人夫婦に係る国民年金の手続及び保険料の納付については、申立人が行っていたとしているが、申立人は既に亡くなっているため、国民年金の手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人又はその妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から49年9月まで

結婚前については、昭和39年8月から40年12月まで、町内に集めに来っていた集金人に納付していた。父が加入手続きをしてくれていたはずだ。子供の中で女の子は私だけで、女性は結婚した相手によって人生が変わるから、将来困らないようにと言って入ってくれていた。

結婚後については、結婚式が昭和41年1月で、その後しばらくして夫が加入手続きを行った。夫の分を集金に来て払っていたので、私が姑に「私の分、どうしよう？」と聞いたら、姑が「みんながもらっている時にわずかでももらえなかったら寂しいから、払っておいたらいい。」と言ってくれて払った。国保や水道代を家に集金に来ていた時代から、支払っていたと記憶している。主に主人が払っていたが、自営業をしていたので、主人か私、その時居る者が毎月払ったように思う。月300円くらいだったと思う。結婚してすぐではないが、少しして夫と同様に納付していたはずである。申立期間について未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に係る加入手続きについて、結婚前は父親が、結婚後は夫が、それぞれ行ったとしているが、加入時期などの記憶は曖昧である。しかし、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和49年10月1日に任意加入被保険者として資格取得した旨記載されており、手帳の発行日も同日であることから、このころに加入手続きが行われたものと推測される。

また、社会保険事務所に保管されている申立人の国民年金被保険者原票によると、申立人は任意加入被保険者として昭和49年10月1日に資格取得した旨

記載されており、それ以前の国民年金保険料の納付は確認できない上、市の被保険者台帳を見ても、申立期間に係る保険料の納付は確認できない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人については、昭和61年12月11日に資格記録の訂正・取消が行われ、49年10月1日に資格取得した「任意加入の被保険者」から、39年*月*日の20歳到達時まで資格取得日をさかのぼった「強制被保険者」に記録訂正されていることが確認できることから、61年12月11日時点までは、申立人は任意加入の被保険者として取り扱われ、申立期間は未加入期間として取り扱われていたものと考えられ、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

加えて、昭和39年8月ごろに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 43 年 11 月まで
② 昭和 43 年 11 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 45 年 4 月から 48 年 11 月まで
④ 昭和 48 年 11 月から 51 年まで
⑤ 昭和 48 年 11 月から 51 年まで
⑥ 昭和 52 年から 55 年まで

昭和 41 年 3 月から 43 年 11 月まで A 社、同年 11 月から 45 年 4 月まで B 社、同年 4 月から 48 年 11 月まで C 社、同年 11 月から 51 年まで D 社もしくは E 社、52 年から 55 年まで F 社に勤務していましたが、年金記録が無い。調査願います。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る A 社及び申立期間②に係る B 社については、社会保険事務所が管理する適用事業所名簿において厚生年金保険適用事業所であることが確認できない。

また、A 社及び B 社の所在地の G 団体に確認を行ったところ、同団体は、「当時、業界では、97～98%の割合で当団体に加入していた。」と証言しているものの、両社が同団体に加入していたことは無いとしている。

さらに、法務局においても、A 社及び B 社の法人登記について確認することはできなかった。

加えて、申立期間①及び②においては、雇用保険の加入記録も確認できず、申立期間①に係る A 社及び申立期間②に係る B 社における勤務状況が明確ではない。

2 申立期間③に係る C 社について、申立人は、「当該事業所の給料は、当初、

親会社であったH社から支払われていた。」と主張しているが、C社の当時の役員は、「H社から給料が支払われていたのは、昭和41年5月から同年11月までであった。」と証言しており、申立人の主張と異なる。

また、C社は昭和44年1月に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③は同社の厚生年金保険の加入期間であるが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無い上、申立期間③において在籍していた元従業員15人に確認したが当該期間に申立人が在籍していたという証言は得られなかった。

さらに、申立期間③においては雇用保険の加入記録も確認できず、当該期間に係るC社における勤務状況が明確ではない。

- 3 申立期間④に係るD社及び申立期間⑤に係るE社については、事業主が同一であり、申立人は、どこの事業所のものか不明ではあるものの、事業主と同姓の押印がある給与明細書を所持していることから、申立期間④及び⑤に係る事業所において所在が確認できた元従業員17人に、申立人及び当時の給与明細書の書式について照会を行ったところ、10人から回答があったが、すべての者が申立人を知らないとしている上、給与明細書の書式についても7人は記憶しておらず、3人は申立期間④及び⑤に係る事業所のものではないと証言している。

また、申立期間④及び⑤においては、雇用保険の加入記録も確認できず、申立期間④に係るD社及び申立期間⑤に係るE社における勤務状況が明確ではない。

- 4 申立人は、申立期間⑥においてF社に勤務していたと主張しているが、同社は昭和42年2月15日に、I社に社名変更しており、F社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。なお、申立人は、I社において、申立期間⑥のうち52年4月21日から53年9月21日までの厚生年金保険被保険者期間が確認できる。しかし、それ以外の期間については、申立人の被保険者記録は確認できず、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

- 5 このほか、申立人は申立期間当時の元同僚等について記憶しておらず、それぞれの勤務期間についても記憶が曖昧である上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月25日から32年5月25日まで
昭和31年3月26日に入社し、61年12月28日まで勤務しました。その間離職したことはありませんでした。申立期間の8か月の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

詳細な申立内容から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所であるA社において継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成9年4月に解散しており、元事業主も既に亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ると、当該事業所に厚生年金保険が適用された昭和22年10月から全喪した平成10年2月までに約900人が同保険の被保険者資格を取得しており、このうち、申立人と同様に被保険者資格を途中でいったん喪失している者が多数（約90人）確認できる上、申立人と同時期に資格取得している者は申立人以外に4人いるところ、このうち3人にも同様に中抜け状況が見受けられる（残りの一人は2か月で喪失）が、上記のとおり、同社は既に解散しており、その理由を確認することはできない。

加えて、所在が確認できた元同僚5人から、申立期間当時の状況について確認を行ったが、当時の状況を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月ごろから25年5月ごろまで
A社を退職した後、昭和22年9月ごろから25年5月ごろまで、B社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が元上司として記憶している者については、B社において厚生年金保険被保険者記録が存在することから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社で申立人と同様の職種で働いていたとする元同僚の厚生年金保険被保険者記録についても、同事業所の被保険者名簿で確認することができない上、同事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する者は、男性については、申立人から、同事業所の設立前及び解散後も自営業を営んでいた者及び役員の親類縁者であるとの供述があるほか、女性については、元従業員から、各支店の事務員であったとする証言があることから、同事業所においては、従業員のうち、一部の者についてのみ厚生年金保険の加入手続をしていたものと推認される。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業所の責任者及び事務担当者も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 21 日から 46 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 40 年 11 月 20 日に A 社を解雇されたが、46 年 5 月 31 日に同社と労働組合との間で、解雇を無効とする等の協定書が締結されたので、40 年 11 月 21 日から 46 年 5 月 31 日までの期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社と労働組合との間で締結された協定書によると、i) 会社は申立人等に対し昭和 40 年 11 月 20 日になした解雇を、第一審判決にかんがみ、これを撤回する、ii) 申立人等は、協定書の締結日である 46 年 5 月 31 日限り同社を退職するものとする、iii) 会社は争議解決金を組合に対し支払うとされているところ、申立人は、当該争議解決金を弁護士を通じて受け取ったとしている。

しかし、申立人及び元同僚 6 人の代理人であった弁護士は、協定書に記載された争議解決金以外の事柄についての交渉はしていないと証言している上、会社側の担当者であった元社員も、争議解決金を支払うことで係争は終了し、それ以外の話は無かったと記憶している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人の A 社に係る離職日は、昭和 40 年 11 月 20 日であることが確認でき、申立人は、雇用保険の失業給付を受給し、国民健康保険に加入していたと述べている上、上記元同僚のうち、3 人について、申立期間当時、他の事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が、同年 11 月 21 日から 46 年 5 月 31 日までの期間、A 社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年8月1日から同年10月1日まで
② 昭和25年6月1日から同年8月1日まで

A社の従業員台帳に記載されているとおり、私は、B社C工場において昭和18年4月1日から24年10月1日まで勤務し、退職したのは10月21、22日であった記憶がある。また、D社E工場では25年6月1日から28年8月25日まで勤務し、入社したのは梅雨のころだったと記憶している。それぞれの欠落した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社C工場（現在は、F社）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日及び喪失日が、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳、年金手帳番号払出簿及びオンライン記録と一致していることから、F社の現在の担当者は、申立人については社会保険庁の記録どおりの届出を行い、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないとしている。

また、元同僚4人のうち3人は、申立人がB社C工場に勤務していたことを覚えているが、退職時期は分からないとしており、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人が申立期間①においてB社C工場に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、D社E工場（現在は、G社）における元同僚6人のうち5人が、申立人が勤務していたことを覚えているが、いずれも申立人が入社した時期は分からないとしており、申立人の勤務期間を特定すること

ができない。

また、G社の現在の担当者は、申立期間当時の資料が無く、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていたか否かは不明であるとしているが、上記元同僚のうち3人については、入社日（昭和23年4月1日ごろ）と厚生年金保険の被保険者資格取得日（同年5月20日）との間に2か月弱の差異があり、試用期間等の経過後、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所のD社E工場に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和25年6月1日から同年7月31日までにおいては、申立人の氏名の記載が無く、ほかにも被保険者資格を取得した者がいない上、その前後の期間においても健康保険番号に欠番が無いなど、記録に不自然な点はみられない。

このほか、申立人が申立期間②においてD社E工場に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 8 月から 23 年 3 月まで
② 昭和 25 年 10 月 9 日から 26 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 8 月から 23 年 3 月までの間、A 事業所において勤務し、22 年 2 月 11 日に同僚であった妻と結婚したが、社会保険庁の記録によると、すべての厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

また、昭和 23 年 8 月 1 日から 48 年 2 月 20 日までの間は、B 社において継続して勤務していたが、6 か月間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、自分史に「A 事業所（社会保険庁の記録においては、C 社）昭和 19 年 8 月入所、23 年 3 月退所」と記載していること及び同社における同僚女性と 22 年 2 月 * 日に結婚していること並びにその結婚に際し、当時の同僚から贈られた祝儀袋（贈り主の姓の記載があるもの）を保管していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、C 社は、昭和 22 年 12 月 5 日付けで従業員に係る厚生年金保険被保険者資格を全員喪失させていることが確認でき、その後、同社が再度厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、社会保険庁の記録によると、C 社は、申立期間①当時、D 町に所在し、厚生年金保険の事業所記号が「XXX」であったことは確認できるものの、社会保険事務所において同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できないこと、及び法務局の同社に係る商業登記簿が保存期間の満了により廃棄されていること等から、i) 事業主及び役員等の氏名、ii) 同社の従業員が

何人程度であったのか、iii) 従業員のうち何人程度が正社員であったのか、iv) 事業主は、正社員をすべて厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出ていたのか、v) 同社において、従業員の試用期間があったのか等、事業主、役員及び従業員に関する事項が一切不明であり、申立人、申立人の妻及び祝儀袋に記載された従業員について事業主が厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出ていたか否か確認できない状況にある。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間として、平成20年4月17日付けで、E社（F社会保険事務所管轄）における昭和17年6月1日から19年8月23日までの厚生年金保険被保険者記録が統合されているが、当該事業所における申立人の厚生年金保険記号番号でのC社における記録は確認できない上、同社及び申立人が同社の次に勤めたB社を管轄するG社会保険事務所が保管する厚生年金保険台帳引抜票を見ると、申立人がB社において勤務するに際して、同社会保険事務所として、申立人に対する最初の同記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人がそれより先に勤務したC社においては、同記号番号が払い出されていないことが確認できる。したがって、同社において、申立人の厚生年金保険の被保険者としての届出が社会保険事務所になされたとは言い難い状況にある上、申立人は、当時の同僚について姓の記録しか所持していないことから、元同僚から当時の状況について、聴き取りを行うこともできない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立人の給与から申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和23年8月1日から48年2月20日までの間、B社において継続して勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、i) 申立人を除く26人の従業員のうち、19人が申立人同様、25年10月9日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していること、ii) そのうちの7人が申立人同様、26年3月1日付けで被保険者資格を再取得していること、iii) 再取得者7人のほか、10人が同日付けで新規に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このことについて、B社における厚生年金保険の被保険者資格喪失後、再取得していない元従業員によると、同社が倒産したことから解雇されたとしている上、申立期間②においても厚生年金保険被保険者期間が継続している元従業員によると、同社が倒産したため多くの従業員が解雇され、残務整理のため数人が残ったとしており、申立人が申立期間②においても継続して厚生年金保険の被保険者であったとは認め難い。

また、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申

立人の給与から申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年3月1日まで

私は、昭和22年6月1日から23年3月1日までの間、A社に勤務したが、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、同社勤務期間に係る厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金支払済みとの回答だった。同社を退職する時には脱退手当金についての説明を受けておらず、請求した覚えも無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から18日後の昭和23年3月18日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の被保険者名簿において、昭和22年11月から26年9月までの間に被保険者資格を喪失した6人について調査したところ、申立人のほかに一人について脱退手当金の支給記録が確認でき、当該被保険者についても被保険者資格喪失日から26日後に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月1日から32年8月1日まで
② 昭和35年3月1日から36年2月21日まで

私は、昭和31年9月1日からA社に継続勤務していたので、年金記録に空白期間があるはずがない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、当時の資料が残っていないとしているものの、取引先が保管する資料により、昭和32年3月4日以降、申立人が同社本社社員として在籍していたことがうかがえるため、当該期間のうち、同年3月4日から同年8月1日まで勤務していたことは推認できるとしている。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格取得日は昭和32年8月1日であることが確認できる上、申立人の元同僚3人も、「自身の入社日は、厚生年金保険の資格取得日よりも前である。」と証言していることから、同社は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、昭和35年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、36年2月21日に同資格を再度取得している者が、申立人以外にも12人確認できる。

このことについて、申立人及び元同僚一人は、「当該12人と申立人については、本社勤務の者であり、厚生年金保険の記録が無い期間についても、継続して勤務していた。」と証言していることから、勤務が継続しているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた理由は不明である

ものの、同社の事務担当者が何らかの事情により、資格喪失及び資格再取得のを行ったことが推認される。

なお、A社は、当時の資料が残っていないため、厚生年金保険の取扱状況は不明であるが、厚生年金保険に加入していない期間において、給料から保険料を控除することは考えられないとしている。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 10 日から 44 年 8 月 21 日まで

A 県から集団就職で B 県に来て、2 年 4 か月間働いた後、退職し、A 県へ帰った。退職時に、脱退手当金をもらったように記憶しているので、C 社については、脱退手当金をもらったと言われても納得できる。しかしながら、再び B 県へ来て働いた D 社を退職したときには、脱退手当金を請求した覚えも、受け取った覚えも無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 45 年 5 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、D 社において、昭和 43 年 1 月から 45 年 12 月までの間に退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性被保険者 4 人（申立人を含む。）のうち、申立人を含む 3 人に脱退手当金の支給記録があり、申立人以外の二人は、同社における被保険者資格喪失後 4 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、脱退手当金を受給していない D 社に勤務していた元従業員は、「事務担当者の名前は覚えていないが、退職する際に、脱退手当金をもらうかどうか聞かれたので、もらわないことにした。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間

に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで

私の夫は、昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 9 月 1 日までの間、継続して A 社において勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の最初の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 30 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 11 月 1 日に資格喪失した旨の記載がある上、その後、書き換えられた同名簿には、申立人の氏名の記載は確認できない。また、これらの名簿の健康保険記号番号には欠番も無く、名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、A 社から事業を引き継いだ B 社によると、申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険の関連書類を既に廃棄しており、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険の加入状況については不明としている。

加えて、申立人が A 社を退社した後に勤務した C 社（昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険を新規適用）の元経営者によると、申立人がいつごろから同社において勤務を開始したのかは定かでないが、同社を法人組織にした 32 年 2 月 1 日の時点においては、間違い無く従業員として在籍していたとしている上、申立人の実兄も同様の証言をしていることから、申立期間のうち、3分の2以上の期間については、申立人が A 社における厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人は、平成 11 年に既に亡くなっており、当時の状況につい

て聴き取りを行うことができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 29 日から 43 年 12 月 1 日まで
A社のB工場で昭和 42 年 9 月 29 日から 43 年 11 月 30 日まで契約社員として勤めていた 15 か月間年金記録が無いが、既に会社は無く、事実を立証することが困難である。その期間、健康保険証もあり、厚生年金保険料を給料から引かれていた記憶もある。また、試験を受けて 43 年 12 月 1 日からは正社員となったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人と同日の昭和 43 年 12 月 1 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚 11 人は、入社日については資格取得日より前であったとしており、そのうち 3 人は、「当時、契約社員は雇用保険と健康保険に加入できたが、厚生年金保険には加入できず、正社員のみ厚生年金保険に加入できた。」と証言している。

さらに、当該元同僚のうち一人は、「昭和 42 年 12 月ごろ入社し、勤務時間も変わらなかったが、厚生年金の加入は遅れ、43 年の暮れであった。給与明細書を見て最初のころは健康保険料等のみ引かれ、厚生年金保険料は引かれていなかったことを覚えている。」と証言している。

加えて、A社では、「申立人の当時の在籍を確認できない、また、当時の契約社員等の社会保険の取扱いについても資料が保存されておらず確認できない。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 10 日から同年 9 月 10 日まで

私は、昭和 40 年 12 月 1 日の入社から 42 年 7 月 31 日に退職するまでの間、継続して A 社において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 7 月 31 日までの間、継続して A 社において勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、40 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、41 年 4 月 10 日に同資格を喪失し、同月 25 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

また、申立人は、社会保険庁の記録において、昭和 41 年 9 月 10 日に A 社における 2 度目の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。ところが、厚生年金保険記号番号及び健康保険記号番号が新たに払い出されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者原票も新たに作成され、健康保険記号番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間においても継続して厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い状況にある。

さらに、A 社から事業免許を引き継いだ B 社によると、免許は引き継いでいるものの、事業を引き継いだ訳では無いため、A 社における従業員の雇用状況及び厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている上、当時の事業主に郵送による聴き取りを行ったが返答は無く、当時の状況が不明である。

加えて、申立人が当時の同僚として記憶する元従業員及び申立人は記憶していないものの申立期間当時に同社において勤務していた元従業員から聴取しても、申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、申立期間においても

継続して勤務していたか否かについては不明であるとしており、申立人が同社において継続して勤務していたとの証言が得られない状況にある。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 26 日までの間、継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者期間が全く無いこととされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月末までの間、継続してA社において正社員として勤務していたとしているところ、申立人の所持する日記の記載内容、同社に通勤するために購入したとする定期乗車券及び同社の元店長の証言から、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社によると、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者としていない従業員がいたとしている上、前述の元店長によると、申立人が厚生年金保険の被保険者であったか否かについては不明としている。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番は無く、不自然な記載等も見当たらず、事業主が申立人を厚生年金保険の被保険者として社会保険事務所に届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、申立人の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 12 月 30 日まで

私は、申立期間にA社で働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚4人の証言から、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できるが、元同僚は、いずれも申立人の勤務期間を覚えていないため、勤務期間の特定ができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿を見ると、健康保険番号に欠番は無い上、同社の経理担当者で社会保険の手続も担当していた元同僚は、「入社した人については、必ず厚生年金保険に加入させる手続をとっていた。しかしながら、申立人については、理由及び誰からの指示であったかは覚えていないものの、指示に従って厚生年金保険の加入手続をとらなかった。加入していない申立人の給料から厚生年金保険料は控除しなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月末から 32 年 7 月初めまで

私は、昭和 31 年 7 月ごろ、職員の募集に応募し、集団就職した。同年 8 月末から 32 年 7 月初めまで A 社 B 事業所に勤務したが、その期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。調査の上、記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことについては、元同僚の証言から推認できる。

しかしながら、申立人は、「季節工として A 社 B 事業所に入社し、勤務していた。」と主張しているところ、元同僚は、「入社 1 年後に正社員になったときから厚生年金保険の被保険者になったと思う。」と証言している。

さらに、A 社人事総務部の担当者は、「昭和 35 年 4 月 30 日以前は、季節工と臨時工の方の健康保険及び厚生年金保険に加入した形跡は無い。35 年 5 月 1 日の時点で、季節工又は臨時工として 2 か月を超えて勤務していた者については、同日付けで被保険者資格を取得している経緯はある。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。